

# 霞台厚生施設組合に加入

環境保全課(霞ヶ浦庁舎)

## ごみ処理の広域化・焼却施設の建て替えに向けて

今後、人口減少やリサイクル推進により、ごみの量は、減少していくことが予想されています。

国では、こうした背景を踏まえ、老朽化に伴う処理施設の建て替えにあたって、市町村に対し、さらなる広域化を促し、「資源エネルギーの有効活用」「厳しい環境基準」「事業(建設・維持管理)コストの削減」を求めています。

全国的に、こうしたごみ処理のあり方が課題となっているなか、かすみがうら市においても、広域化によるスケールメリット(経費節減)を最大限に活かすコストを抑えながら、ごみを減らし、資源・エネルギーを無駄にしない、安定した循環型地域社会の実現を目指していくため、平成27年4月から、石岡市、小美玉市、茨城町とともに、ごみ処理の広域化および焼却施設の建て替えに向けて、霞台厚生施設組合内に事務局を設置し、施設の内容やごみ減量およびリサイクルの処理方法などを一体的に検討していきます。

今後の事業推進にあたり、皆さんのご理解・協力をお願いします。

### 老朽化する管内3焼却施設

市町名(旧市町村名)	組合名	竣工年(能力)/日
かすみがうら市	新治地方広域事務組合	1995年(120t)
石岡市	(八郷町) (石岡市)	霞台厚生施設組合 1994年(126t)
小美玉市	(小川町) (玉里村)	茨城美野里環境組合 1986年(105t)
茨城町	(美野里町)	

※一般的な焼却施設の耐用年数は25年程度



## ごみ処理広域化のメリット

**ごみの減量化・資源化を推進**

各市町がごみの分別方法を統一することで、焼却されるごみが減少するとともに、より高度な処理が可能となることから、リサイクルを推進することができます。

**地球温暖化に貢献**

ごみ焼却施設を一定規模以上にすることで、焼却によって発生する熱を利用した発電などが効率的に行えるようになり、化石燃料などの消費を少なくすることができ、CO<sub>2</sub>の排出を抑制することができます。

**ダイオキシン類の発生を抑制**

安定的な燃焼状態を維持できることに加え、ごみ処理技術を高度化できるため、ダイオキシン類の発生を抑制することができます。

**ごみ処理経費を縮減**

個別に整備すると多額の費用が必要となるため、施設を集約化し、広域的にごみを処理することにより、建設費や維持管理費を削減することができます。

## 木造薬師如来坐像(加茂地区)

薬師如来は、「大医王仏(だいいおうぶつ)」とも呼ばれる病氣平癒に信仰の深い仏様で、左手に持つ薬壺は、その象徴とも言えます。また、信仰した結果がこの世での安らぎ(現世利益)をもたらすことから、多くの人々の信仰を集めてきました。南円寺に伝わるこの像には、平安時代の技法に残っており、厳しさのある表情や仏像の目に水晶を入れる「玉眼(ぎよくがん)」という技法が用いられていることから、鎌倉時代初頭の制作と考えられます。



→南円寺に伝わる木造薬師如来坐像



↑龍福寺に伝わる戦国時代の鱧口「阿留何順礼堂之鱧口」と刻まれています

## 鱧口(有河地区)

鱧口は、神社仏閣の軒先に掲げて使用される銅製の仏具で、参詣者はこれに綱を打って音を鳴らします。この鱧口には文字が刻まれており、戦国時代の製作であることや、当時有河地区を礼所とした順礼(巡礼)が行われていたことが読み取れます。

(管理者：龍福寺)

# 市指定文化財 80 件に!

3月2日付で、新たに4件が市指定文化財に認定されました。5月26日(火)から6月21日(日)まで郷土資料館で「企画展 かすみがうら市の歴史遺産～新規指定文化財～(平成26年度分)」を開催し公開します。

生涯学習課(郷土資料館)

## 松山瓦窯跡(中志筑地区)

これまでの発掘調査によって11基の瓦窯跡と瓦の工房跡が確認されており、常陸国分寺の創建期から瓦の生産を開始し、その後も国分寺の補修のために用いられる瓦を焼成していたことが分かっています。また、工房跡周辺からは、瓦を作るための粘土置き場や、粘土の精製を行ったと考えられる遺構も確認されており、瓦製作の行程を復元できる遺跡として、全国的に見ても非常に貴重です。

(管理者：かすみがうら市)

↑瓦を焼いた窯の様子 焼かれた瓦は、現在の石岡市にあった常陸国分寺に運ばれました 瓦を作った工房の様子



↑帆引き船の操業技術を学ぶ後継者たち

## 霞ヶ浦帆引き船操船技術及び帆引き網漁法

帆引き網漁法は、帆に風を受けて船を横に流すことで行う漁法で、明治13年(1880)に坂村(現在の坂地区)の折本良平が発明しました。これまでに、帆引き網漁法に用いられた船や道具など20点が、市の有形文化財として指定されています。今回は、帆引き船を操縦する「技術」と、帆引き網を用いた「漁の方法」そのものが、民俗技術として高い価値を有することから、無形民俗文化財として指定されました。

(技術保持団体：霞ヶ浦帆引き船・帆引き網漁法保存会)